

○経済産業省令第二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第四号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月十八日

経済産業大臣 直嶋 正行

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項第七号中「蛍光管」を削り、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とする。

附 則

この省令は平成二十二年四月一日から施行する。